平成２３年（フ）第２０１号
埼玉県吉川市平沼１丁目26番地９
破産者　櫻井　敬勝
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
埼玉県越谷市宮本町３丁目95番地16
破産者　木村　晋一
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
長野県諏訪市城南２丁目2358番地１　エルコーポ２―101号、開始決定時の住所長野県諏訪市湖岸通り４丁目10番20号
破産者　中山　明彦
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１８号
長野県茅野市中大塩23番地34、開始決定時の住所長野県茅野市北山4026番地
破産者　柳澤　芳子
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２４号
長野県茅野市北山3413番地56　スカイヒル男子寮223号
破産者　中山　　謙
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第２５８号
滋賀県野洲市小篠原1595番地１　コーポ弥生のさと202号、開始決定時の住所滋賀県野洲市小篠原2330番地１　レックス・フェスタ野洲302号室
破産者　谷口　賢司
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４６号
滋賀県甲賀市信楽町長野772番地
破産者　上嶋接着こと　上嶋　半次
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５４号
滋賀県甲賀市信楽町長野639番地
破産者　上嶋　祐二
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５５号
滋賀県甲賀市信楽町長野639番地
破産者　上嶋　惠子
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１３号
滋賀県栗東市高野800番地
破産者　鋸屋　義延
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４６２号
大阪府門真市末広町31番１号
破産者　吉本トミヱ
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６３号
広島市西区田方１丁目21番１―807号
破産者　村岡　正司
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７９号
福島県田村市船引町船引字畑添137番地１
破産者　渡邉　靖彦
１　決定年月日　平成23年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
富山市布瀬町南３丁目４番地10
破産者　織田　正美
１　決定年月日　平成23年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６０号
静岡県田方郡函南町畑529番地の488
破産者　櫻井　　溥
１　決定年月日　平成23年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
和歌山県御坊市塩屋町北塩屋913番地
破産者　佐竹　義久
１　決定年月日　平成23年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８号
山形県新庄市十日町6385番地の54、破産手続開始申立時の住所山形県新庄市十日町5202番地の25
破産者　佐藤　　悟
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第１７０７号
広島市安芸区中野東１丁目17番24―101号　Ａ棟
破産者　藤本　美枝
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部